

平成23年 3月 4日開会

平成23年 3月24日閉会

平成23年3月

# 志太広域事務組合議会定例会

## 会議録

志太広域事務組合議会

平成23年3月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 ..... 1

1日目（3月4日金曜日）

1. 出席議員	.....	3
2. 出席説明員	.....	4
3. 職務のため出席した職員	.....	4
4. 議事日程（第1日目）	.....	5
5. 開会、開議	.....	6
6. 日程第1 仮議席の指定	.....	6
7. 会議録署名議員の指名	.....	7
8. 諸般の報告	.....	7
9. 日程第2 会期の決定	.....	7
10. 日程第3 議長の選挙	.....	7
11. 日程第4 議席の指定	.....	9
12. 日程第5 第1号議案から日程第12第8号議案まで	.....	9
(1)提案理由の説明	.....	9
13. 散会	.....	11

2日目（3月24日木曜日）

1. 出席議員	.....	12
2. 出席説明員	.....	13
3. 職務のため出席した職員	.....	13
4. 議事日程（第2日目）	.....	14
5. 開議	.....	15
6. 日程第1 一般質問	.....	15
(1) 14番（片野伸男議員）	.....	15

・焼津市から見て仮宿は適切な場所といえるか	
(2) 5番 (大石信生議員) ……………	23
・一般廃棄物処理基本計画に何を盛り込むか	
・新斎場基本計画について	
7. 日程第2 第1号議案から第8号議案まで8議案一括上程……	34
(1) 質疑 ……………	34
(2) 討論 ……………	35
第1号議案に対する討論	
5番 (大石信生議員) 反対……………	35
4番 (石田昭夫議員) 賛成……………	36
(3) 採決 ……………	37
第1号議案 (賛成多数・可決) ……………	37
第2号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第3号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第4号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第5号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第6号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第7号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
第8号議案 (賛成総員・可決) ……………	37
8. 日程第3 第9号議案志太広域事務組合監査委員の選任について…	38
(1) 提案理由の説明 ……………	38
(2) 質疑 ……………	38
(3) 討論 ……………	38
(4) 採決 (同意) ……………	38
9. 日程第4 第10号議案志太広域事務組合監査委員の選任について…	38
(1) 提案理由の説明 ……………	39
(2) 質疑 ……………	39
(3) 討論 ……………	39
(4) 採決 (同意) ……………	39
10. 閉議・閉会 ……………	40

付録

1. 一般質問及び質問要旨 ..... 4 2

平成23年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期 3月4日（金）から3月24日（木）までの21日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
3月4日	金	本会議第1日目 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議員全員協議会（本会議終了後）
3月5日	土	休日
3月6日	日	休日
3月7日	月	休会
3月8日	火	休会
3月9日	水	休会（一般質問・質疑通告期限：午後1時）
3月10日	木	休会
3月11日	金	休会
3月12日	土	休日
3月13日	日	休日
3月14日	月	休会
3月15日	火	休会
3月16日	水	休会
3月17日	木	休会
3月18日	金	休会
3月19日	土	休日
3月20日	日	休日
3月21日	月	休日
3月22日	火	休会
3月23日	水	休会

3月24日	木	本会議第2日目 ○開議、一般質問 ○議案上程、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会
-------	---	---

第 1 日目

3 月 4 日 (金曜日)

○出席議員（16人）

1 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
4 番	石 田 昭 夫	議員	(焼津市議会議員)
5 番	大 石 信 生	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
8 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志	議員	(焼津市議会議員)
13 番	館 正 義	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男	議員	(焼津市議会議員)
15 番	池 田 博	議員	(藤枝市議会議員)
16 番	押 尾 完 治	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）



○出席説明員

管 理 者	清 水 泰	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局 長	村 松 幸 昌	

---

○監査委員

小 池 俊 郎

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 林 由 孝	(焼津市議会事務局長)
書 記	法 月 博 幸	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	亀 山 勝 弘	(焼津市議会事務局議事担当主幹)
書 記	渋 谷 朋 広	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	成 岡 正 子	(焼津市議会事務局議事担当主査)
書 記	山 下 浩 一	(焼津市議会事務局庶務担当主査)

平成23年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成23年3月4日（金）午前9時30分開会、開議

場所／焼津市議会議場

- 第1 仮議席の指定
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 第1号議案 平成23年度志太広域事務組合一般会計予算
- 第6 第2号議案 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算
- 第7 第3号議案 平成22年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 第4号議案 平成22年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 第5号議案 平成22年度志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 第6号議案 志太広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 第7号議案 志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 第12 第8号議案 志太広域事務組合ふるさと志太振興事業基金条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前 9 時 30 分開会・開議

○副議長（池田 博議員） 皆様、御苦労様です。

ただいまから、平成23年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

焼津市議会議員選挙に伴い、議長が欠員となっております。

したがって、地方自治法第106条の規定により、副議長の私が代理に議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

先に、新たに組合議員になられました議員の方々を御紹介いたします。

名前を呼ばれた議員は御起立ください。

石田善秋議員。

○3 番（石田善秋議員） はい、よろしく願いいたします。

○副議長（池田 博議員） 石田昭夫議員。

○4 番（石田昭夫議員） よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 鈴木浩己議員。

○7 番（鈴木浩己議員） はい、よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 松本修藏議員。

○8 番（松本修藏議員） よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 太田浩三郎議員。

○11番（太田浩三郎議員） はい、よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 鈴木正志議員。

○12番（鈴木正志議員） はい、よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 押尾完治議員。

○16番（押尾完治議員） よろしく願いします。

○副議長（池田 博議員） 以上で御紹介を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1、仮議席の指定を議題といたします。

ただいま御紹介いたしました新組合議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定い

たします。

今期定例会の会議録署名議員には、7番 鈴木浩己議員、10番 水野明議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果及び定期監査結果の報告書6件を受理しております。この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

#### 受理した報告事件一覧

##### [監査委員報告]

1	志太広域監第7号	平成22年8月分	例月出納検査結果報告書
2	志太広域監第8号	平成22年9月分	例月出納検査結果報告書
3	志太広域監第13号	平成22年10月分	例月出納検査結果報告書
4	志太広域監第14号	平成22年11月分	例月出納検査結果報告書
5	志太広域監第16号	平成22年12月分	例月出納検査結果報告書
6	志太広域監第17号	平成22年度定期監査結果報告書	(別冊)

---

○副議長（池田 博議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から3月24日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池田 博議員） 異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は本日から3月24日までの21日間と決定いたしました。

日程第3、議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池田 博議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

○9番（百瀬 潔議員） 議長。

○副議長（池田 博議員） 9番、百瀬潔議員。

○9番（百瀬 潔議員） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議長には、焼津市の押尾完治議員を推薦いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（池田 博議員） 6番、池谷潔議員。

○6番（池谷 潔議員） ただいまの発言は特に人事案件でございますし、時宜を得たものであります。

したがいまして、9番、百瀬潔議員の動議に賛成をいたします。

○副議長（池田 博議員） ただいま、9番、百瀬潔議員から、議長に押尾完治議員を指名したいとの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。

議長に、押尾完治議員を指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（池田 博議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました押尾完治議員が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました押尾完治議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項に基づく告知をいたします。

議長に当選されました押尾完治議員の御挨拶をお願いいたします。

○16番（押尾完治議員） 議長。

○副議長（池田 博議員） 押尾完治議員。

（登 壇）

○16番（押尾完治議員） ただいま指名をいただきました焼津市の押尾完治でございます。もとより、浅学非才の私でございます。皆さんの力を借りて、志広組の議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副議長（池田 博議員） これで議長と交代いたします。

押尾完治議長、議長席をお願いいたします。

○議長（押尾完治議員） それでは、これより、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第4、議席の指定を行います。

先ほど、御紹介をいたしました新組合議員の異動及びただいまの議長選挙の結果により、会議規則第3条第2項の規定に従い、議長において、石田善秋議員 3番、石田昭夫議員 4番、鈴木浩己議員 7番、松本修藏議員 8番、太田浩三郎議員 11番、鈴木正志議員 12番、片野伸男議員 14番、押尾完治 16番、以上のように指定いたします。

日程第5、第1号議案、平成23年度志太広域事務組合一般会計予算から日程第12、第8号議案、志太広域事務組合ふるさと志太振興事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（清水 泰） 議長。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） ただいま上程されました第1号議案から第8号議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、第1号議案、平成23年度志太広域事務組合一般会計予算は、組合規約に基づき、組合の管理する施設の安全で安定した運転管理と計画的な維持補修等を行うもので、当初予算額は22億5,000万円で、前年度当初予算に比べて2億6,000万円、10.4%の減となっております。

歳入の主なものは二市分担金19億7,375万円、斎場使用料及びごみ処理手数料等2億865万5,000円、リサイクルセンターの有価物売却等による財産収入5,240万7,000円等であります。

なお、新たに実施する地域振興事業の特定財源は、平成22年度をもってふるさと志太振興事業特別会計の廃止を予定しており、10億円の基金を地域振興事業基金として、その利子収入1,340万円を財産収入に計上するものであります。

歳出の主なものは、議会費、一般管理費及び新たに地域振興事業を実施する企画費で1億4,268万6,000円、斎場管理費9,061万7,000円、ごみ処理施設及びし尿処理施設に係る職員の人件費、クリーンセンター整備に係る経費等の清掃総務費1億5,339万3,000円、高柳清掃工場、一色清掃工場及びリサイクルセンターの運転管理、維持補修

等のごみ処理費11億810万7,000円、最終処分場管理の最終処分費3,741万9,000円、藤枝環境管理センター、大井川環境管理センターの運転管理、維持補修等のし尿処理費4億5,396万8,000円及び組合債元利償還金の公債費2億5,381万円であります。

次に、第2号議案、平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算は、地域医療に貢献できる人材育成を目指して、魅力ある学校作りに充てるもので、当初予算額は1億9,100万円で、前年度当初予算に比べ800万円、4.0%の減となっております。

歳入の主なものは、二市分担金、榛原総合病院組合負担金1億7,541万7,000円、授業料及び入学検定料1,452万円等であります。

歳出の主なものは、学校の運営管理等に要する経費の看護専門学校費1億8,262万8,000円及び組合債元利償還金の公債費737万2,000円であります。

次に第3号議案、平成22年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,764万4,000円を減額し、予算総額を24億5,235万6,000円にしようとするものであります。

歳入では、分担金2億4,050万7,000円を減額し、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で4,054万5,000円及び繰越金1億4,231万8,000円を増額するものであります。

歳出では、総務費で人件費の差額分1,194万3,000円、衛生費では工事請負費の契約差金、燃やすごみの搬入量減等による消耗品等の需用費を焼却残渣処分費の減により、4,570万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、第4号議案、平成22年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ672万4,000円を減額し、予算総額を1億9,227万6,000円にしようとするものであります。

歳入は分担金及び負担金1,081万9,000円を減額し、繰越金409万5,000円を増額するものであります。

歳出は、学校庶務費、教務費の人件費の差額分672万4,000円を減額するものであります。

次に、第5号議案、平成22年度志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ151万9,000円を増額し、予算総額を1,501万9,000円にしようとするものであります。

歳入は、繰越金等を増額するもので、歳出は、事業費の減及び歳入増加分をふるさと

志太振興事業基金へ170万円積み増しを行うものであります。

次に、第6号議案、志太広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、日当について改正を行うものであります。

職員、管理者等の旅費については、平成22年度から日当を廃止して旅行諸費を支給する改正を行いました。今回、組合議員、監査委員等についても同様の改正を行うものであります。

また、議員につきましても、関係市との均衡を図る中で、議会に出席した場合にはその居住地から招集場所までの距離に応じて費用弁償を支給する形に改めようとするものであります。

次に、第7号議案、志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計条例を廃止する条例の制定について及び第8号議案、志太広域事務組合ふるさと志太振興事業基金条例の一部を改正する条例の制定については、組合規約の変更に伴い、特別会計を廃止して基金の名称をふるさと志太振興事業基金から地域振興事業基金に改め、収益の計上を一般会計に変更するものであります。

これにより、志太地区ふるさと市町村圏計画に基づく事業は、平成22年度末で終了し、引き続き、広域的な事業連携を図るため、地域の広域振興事業を実施してまいります。

以上、提案理由を一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（押尾完治議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆様、御苦勞様でございました。

○書記長（小林由孝） 事務連絡をいたします。

引き続き、10時から当局要請によります議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

午前9時50分散会



第2日目

3月24日（木曜日）

○出席議員（16人）

1 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
4 番	石 田 昭 夫	議員	(焼津市議会議員)
5 番	大 石 信 生	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	池 谷 潔	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
8 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
9 番	百 瀬 潔	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
12 番	鈴 木 正 志	議員	(焼津市議会議員)
13 番	館 正 義	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	片 野 伸 男	議員	(焼津市議会議員)
15 番	池 田 博	議員	(藤枝市議会議員)
16 番	押 尾 完 治	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	清 水	泰	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村	正 平	(藤枝市長)
看護専門学校長	原	宏 介	
事 務 局 長	村 松	幸 昌	

---

○監査委員

小 池 俊 郎

---

○職務のため出席した職員

書 記 長	小 林	由 孝	(焼津市議会事務局長)
書 記	法 月	博 幸	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	亀 山	勝 弘	(焼津市議会事務局議事担当主幹)
書 記	渋 谷	朋 広	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	成 岡	正 子	(焼津市議会事務局議事担当主査)
書 記	山 下	浩 一	(焼津市議会事務局庶務担当主査)

平成23年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成23年3月24日（木）午前10時開議

場所／焼津市議会議場

- 第1 一般質問
- 第2 第1号議案 平成23年度志太広域事務組合一般会計予算  
第2号議案 平成23年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算  
第3号議案 平成22年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第2号）  
第4号議案 平成22年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）  
第5号議案 平成22年度志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計補正予算（第1号）  
第6号議案 志太広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び志太広域事務組合監査委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第7号議案 志太広域事務組合ふるさと志太振興事業特別会計条例を廃止する条例の制定について  
第8号議案 志太広域事務組合ふるさと志太振興事業基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 第9号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について
- 第4 第10号議案 志太広域事務組合監査委員の選任について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時開議

○議長（押尾完治議員） 皆様、御苦労様です。

ただいまから、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、去る3月11日午後2時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震により、多数の尊い命が失われ、東北地方及び関東地方を中心に各地に甚大な被害がもたらされました。まことに痛恨の極みであり、本日の会議を開くにあたり、犠牲となられた皆様とその御遺族に対しまして衷心より哀悼の意を表します。また、負傷されました皆様や避難生活を余儀無くされている皆様を始め、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

ここで、今回の地震でお亡くなりになりました皆様に対し、黙祷を捧げたいと思います。議員各位並びに議場内の皆様は御起立をお願いいたします。

それでは、黙祷。

（黙祷）

○議長（押尾完治議員） ありがとうございます。お直りください。

御着席ください。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

5番、大石信生議員から資料配付の申し出があり、これを許可しております。お手元に配付してありますので、御了承願います。

それでは、これより順次、発言を許します。

まず、14番、片野伸男議員。

○14番（片野伸男議員） 議長、片野伸男。

○議長（押尾完治議員） 14番、片野伸男議員。

（登壇）

○14番（片野伸男議員） おはようございます。

通告に基づいて、一般質問を行います。

まず、藤枝市内仮宿地区に建設が予定されています当志太広域事務組合の進めているごみ焼却施設計画についてですが、焼津市側から見た心配の面についてお伺いいたしま

す。

質問する私自体がこの組合議会議員から長期にわたり離れていたこともあり、関係当局と議員諸公の皆さんからの外的外れだと御批判を受けるかもしれませんが、その点、御容赦願います。

私が常々、私の同僚議員から、藤枝市仮宿地区に当ごみ焼却施設が計画されていますが、どうも現在のごみ焼却施設から3倍も遠くに移り、そうなりますと、焼津市のごみ運搬車の作業効率が約3倍悪くなることの意味につながるようで、それなりにごみ運搬車両もそれに応じて増車しなければならない。それに関係する作業所職員人数増もしかりで、それも今、地中海周辺のアラブ地域の政変で自動車移動のための石油、すなわち、燃料費等が最近、話を聞くたびごとに高くなっている状況の中で心配しています。

その上に、最近発生した東日本大震災の原発事故で、世界的な原発計画の根本的な見直し計画で、石油燃料切替えて石油不足の高騰の長期化が心配されます。

一言で言えば、これから先、何が起こるかわからないという不安もあります。車両も時期が来れば、定期的に車検もしなければならないということです。

もし、計画中のごみ焼却施設が完成すればしたで、本来ならば大変喜ばしいわけですが、焼津市にとりましては、輸送コストの面で長期にわたり藤枝、焼津両市は財政難、経済的重圧を背負うことになりかねないという、それに耐えられるかという心配が先につきまといまいます。

その上、運搬距離が長くなるということは、それなりに走行距離に応じて交通渋滞に巻き込まれて、思わぬトラブルとハプニングに現場が引き込まれていく可能性が高くなります。

このごみ回収サイクルに狂いが起きて、市民生活のごみ処理計画にまで影響が出やすくなる心配等で、焼津市でも運搬コストは市財政計画にも負担増になる上、その上に、繰り返しになりますが、当ごみ処理施設が完成するとなると、莫大な建設経費に伴う金額が焼津市にも重くかかってくるとなると、今日の不況下、焼津市民の暮らしと産業経済の深刻な不況下、焼津市政を支える焼津市税への負担能力がこの負担に耐え切れるかどうかという心配が先に立ってしまいます。

その上に、当組合が進めようとしている計画案に当地区住民の皆さんの合意も難しいとの話を聞きますが、その点、当地区関係者に計画案が正確に伝わっているのかどうかともまずお伺いいたします。

さて、本題ですが、冒頭申し上げた部分とダブる部分がありますが、整理しますと、焼津市から見て仮宿は適切な場所と言えるかということで、第1に仮宿は焼津、大井川から距離が3倍になると聞きます。当然、収集・運搬経費がかさむことは明らかであります。仮宿を内定するときに、焼津市の事情を検討された経緯があるかお尋ねします。

第2に、焼津市が大幅な負担増になる場合は、市民が合意するかどうかという問題が出てきます。一体どれぐらいの負担増になるのか。ごみの量が変わらないとして、運搬車両の増車台数、それにつれて増える人員、増える収集・運搬経費。ちなみに、現在の焼津市の収集・運搬経費。

第3に、国道1号の仮宿交差点は慢性的な渋滞との報道があります。この点でも焼津から時間がかかってしまうのではないかと。

第4に、収集・運搬経費増や渋滞問題はこれまでも議会で質問はあったが、なぜはつきりさせないのかについて。以上お伺いいたします。

○管理者（清水 泰） 議長。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） おはようございます。

それでは、片野議員にお答えいたします。

初めに、クリーンセンターの建設予定地となる仮宿地区の皆様には、今年の仮宿を考える会の設置に引き続き、この1月には浜松市西部清掃工場と高柳清掃工場の現地視察をしていただき、整備基本計画案について真摯に御検討をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

それでは、お答えに入ります。

クリーンセンター整備における全体事業費は、まだ不確定の部分もあり想定することは難しいところではありますが、燃やすごみ処理施設、リサイクル施設の本体及び環境影響評価で、概算金額として135億円を見込んでおります。これは、計画処理量260トンの施設規模に対して1トン当たり5,000万円の費用を想定した金額であります。今後、より具体的な金額をお示しができるものと考えております。

仮宿は適切な場所かについての1点目ではありますが、収集・運搬経費の増加及び仮宿予定地内定の際に検討したかについてであります。仮宿を建設予定地とした用地の選定におきましては、平成20年7月の組合理事会で、静岡大学藤枝フィールド及びその周辺地域が最適地であるとの判断をし、7月、議員全員協議会で組合議員の皆様へ御報告

しております。

選定の理由としては、距離的な位置関係でははかることのできない要素もあり、総合的に判断した結果に基づくものであります。

収集・運搬経費の算定につきましては、平成21年9月、組合議会定例会の答弁の中で経費算定は大変複雑な作業となるため、正確な算定が困難であることを御説明いたしました。3施設を統合することで効率的な運営が可能となり、大幅な経費縮減の達成が可能となることにより、ごみ処理経費全体の中での縮減ができるものと考えております。

それ以前に、何よりも老朽化したごみ処理施設にかわる施設の整備が一日も早く必要とされている現状にある中で、安定したごみ処理の継続が可能となることが最も重要な課題であることを議員も御認識いただいているものと思います。

次に、2点目のどのくらいの負担増になるかについてであります。

収集・運搬経費については二市それぞれにおいて算定するものであります。しかしながら、収集区域、運搬経路の見直しや運行体制の検討などを精査することにより、さらなる経費の縮減に努めることが可能なものと考えます。これまでにお答えしてきましたように、収集・運搬経費の算定は収集車両の車両や収集経路などもあり、正確にお答えすることが困難なものであります。繰り返しとなりますが、施設統合による効率的な運営を可能とし、大幅な経費全体の縮減の達成を目指すことが重要であることを御理解願います。

次に、3点目の仮宿交差点の慢性的な交通渋滞についてであります。

議員が御懸念されている渋滞報道があるという仮宿交差点付近は、現在、県の道路事業として4車線での拡幅整備が行われており、近い将来、この24年から25年頃にかけて工事が完了した際には、県道の交通渋滞は緩和に向かうものと考えられます。現時点では搬入経路は確定的なルートと決定していないため、今後、地元や二市との協議を進める中で、できるだけ円滑な搬入が可能となるように検討してまいります。

次に、4点目の収集・運搬経費増や渋滞問題をなぜはっきりさせなかったのかについてであります。

先ほども答弁しましたように、3施設の統合による建設費、ランニングコストなどと合わせれば十分な経費の縮減につながるものと考えております。また、渋滞のない円滑な交通は誰もが望むところがございます。既にこれまでの議会答弁で御説明させていただいておりますが、建設予定地の選定にあたっては総合的な判断に基づいて決定してい



ることを御理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（押尾完治議員） 片野議員。

○14番（片野伸男議員） 再質問をさせていただきます。

やはり私ども焼津市に住んでいますと、非常に今の現在ある高柳のところが近距離で重宝していたということで安心感を持っていたんですが、かなり仮宿というと、うちの住んでいるところから見ていう癖が常時、つきまといますもんですから、遠くなるなどということ。それはやっぱり大変な心配事でありますし、先ほども冒頭質問で述べましたように、一体、いろいろなさまざまなこういう社会情勢の中で、輸送コストとかさまざまな職員の増とか車を増やしていかにかやならん、渋滞に巻き込まれる。燃料も非常に地中海とかアラブ諸国の政変だけでなく、今度の大地震の中で原発事故も発生して、世界的にエネルギー計画が変わってくると。そうなってくると、代替燃料として石油がかなり逼迫するということは避けられないと。それから、日本は食料と地下資源がない国ですから、非常にそういった面ではもろい面が出てくると。そういうことで来ますし、ただでさえ、今、この不況の中で20年にわたる、失われた20年と言われるような不況の時代で、借りた金は返せねえし、百姓も農業も水産業もやりゃあやるほど借金が増えるっていうような状況で悲劇が来ていると。市役所に税金を納めてえけえが納められねえっていう相談は、私は県の中で悲劇をよさってきていると、受けているという立場にいると自分では思っておりますけれども。こういう中でさらに今度の東北・関東大地震が及ぼす影響っていうのは、関東大震災のときでも一時は復興景気があったけえが、その数年後には全国の銀行がつぶれて、大富銀行とか相川銀行とか焼津明治銀行とか藤枝でも、まだいろいろ藤枝の県議会議員をやっているような立派な旦那衆でも倒産するという、昭和2年とか、それで昭和4年の大不況を経験しているわけですね。こういう社会情勢の中で、ただでさえ、私が市長になったとしてもどうしたらいいかというような厳しい状況の中で、こういういろんな産業、経済を土台から揺り動かすような状況になってきているわけですね。

そういう中で、私から見れば、現存の高柳清掃工場がかなり住民の皆さんの協力をいただいて立派に活躍をしているわけですが、一応、新しいところへつくるということは、今ある高柳とか一色の清掃工場を壊すということになるわけですね。こういう先行き厳しいときに、不況の中で苦しんでいる中でまた見通しがさらにさらに厳しくなっている

と、この震災をきっかけにですね、そういったときに、壊すのは簡単ですが、再建っていうのは、今、答弁にありましたように135億円という莫大な金がかかると。

これが本当はちゃんとしたお金、莫大な金、高度成長で景気のいいときなら、その財政負担に住民も耐えられるわけですが、今、税金も払えなくて市の当局と住民とトラブル、大変な摩擦が起きている。焼津市内だけでも相当、それだけでも何千人という人が1日三度の飯が食えねえっていう人を私は今想像できます。

そういうような中で、本当は理想的なところに、どこかいいものをつくってもらいたいというのは理想でありますけども、地方自治体というのはごみのことも重大な問題だし、環境問題からすべての面で大事だっていうのはわかるわけですが、ごみの問題だけ目を配るわけにはいかないという困難さを持っているわけですね。

景気がいいときに、産業、経済がうまく回転しているときにはすべてこれは丸く丸くいくわけですが、そういうようなときに私は焼津市だけから見ても、藤枝も焼津もそんなに楽なはずはないわけです。自動車まで駄目になっちゃう、不景気になっちゃってきてるですからね。

そういうようなときに、この新しい建設計画っていうことでもって、冒頭質問と繰り返になりますけれども、その心配が先に立って、この藤枝、焼津市の、特に焼津市の地方自治体の財政、産業、そういうものが大変な危機的状況になってくということを中心に心配するわけです。そういう意味でですね来てありますが、これは何回も繰り返しになっちゃったもんですからあれですが、交通渋滞の問題、そういう問題もね、地元では仮宿の交差点、あの辺は問題解決するっていいですけども、どうも立体交差はだめになって、どうも難しいということも耳にしますし、走行距離が長くなりゃあなるほど交通渋滞っていうのは方々に、それにつれて多くなるわけですよ。そういうことで、いろんな面で心配な面があるわけです。財政的な問題からそういう物理的な問題。それが市民生活に深刻な影響を与えていくと、こういうようなことです。

それから、130億円かかるっていうけん、これはまた金利も含めてなのかどうかかっていうことも心配になるわけですよ。それから大体、建設計画というのは、初めは大井川広域水道の長島ダムだってもそうですが、静岡空港だって、初めの当初計画は少なくとも、最後になってこれはものすごくふくらんじゃってるじゃんね。そういう点なんかも加味してあるのかどうかっていうことも、重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） 片野議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいま、高柳が現在使われているわけですが、高柳がどうかということではありませんが、高柳の焼却場は平成16年の3月末で契約切れであります。それまでに新しいものをつくるということで取り組んできたわけですが、多くの皆さんの御努力をいただいたところでありますけど、それができなかったという中で7年間の延長をさせていただいております。

片野議員も御承知だと思いますけど、7年間の延長。この7年間は今月の31日で切れます。そうしますと、これができなければ、4月1日からは焼却するところがなくなりますので、そういうことを考えますとね。また、先日、いろいろのお話をさせていただきながら、もう7年間の再延長をお願いしたところであります。この再延長については、必ずそれまでにできますかということでもありますので、今、取り組んでおりますので、しっかりとやっていきますというふうに答えてありますし、一般から見れば高柳で焼却してるじゃん、こう思うかもしれませんが、やはりここで最初につくっていただいたときからいろいろな経緯がありまして、期限があり、そしてまたその期限にこたえられない分は高柳の皆さん、あるいは豊田の第9自治会を中心にする皆さんに御理解をいただき、延長していただく。また、今回は再延長していただくということでもあります。

今、これをここでつくらなければどうなるか。東北のほうの災害を見てもですね、これでいいのかな。やはり最低線のライフラインは、行政として責任を持ってやっていかなくちゃならないと思います。

そして、また先ほど135億という数字でありますけど、やはりこれもこれから皆さんが、市民の皆さん、焼津市、藤枝市の皆さんがごみを減量していくと。みんなで努力し合っていくということによりまして、もう少しコンパクトな施設ができるのではないかとということも含めてですね、これからみんなで協力し合って、早くお願いしていきたいところ思っております。

以上です。

○14番（片野伸男議員） 議長。

○議長（押尾完治議員） 片野議員。

○14番（片野伸男議員） 私も誰よりも地球環境を守るとかということで、温暖化防止対策とかいろんなことで人以上に関心を持って心配をしている。このままいきゃあ、ゲ

一テのせりふじゃねえけえが、人類は滅亡するじゃないかという不安が的中しちゃあ困るなど。こういう不安は絶えず持っております。今の無政府的な国際的情勢から見ても。そういうようなことで、誰よりもそういうふうな認識を持っているつもりではありますが、それはそれで今の状態。そうかといって、それが今度は、そういうことでありますし、また、高柳の清掃工場の皆さんにもお約束をした期間があると。これは尊重しなけりゃならないという気持ちもあるわけですが、世の中ってというのはそういう契約した時点とかいろいろな状況の中と今の状況の中、僕らもいろいろ今、この不況の中で会社が倒産したとか何かといったときに、いろいろどこどこへ従業員の賃金を払わにゃんけん払う金んねえ、取引先に払わにゃんけえが、払うことができないと発狂してる社長のところへも行くし、また、そういうことでいろんな計画どおりにはいかない状態があるわけですが、こういう中でですね、私は今、135億円という莫大な金額、これは控え目に見た金額だと思うんですが、こういう中で私どもが市民生活全体を見ていったときに、その負担に今度はいろいろ予想される中で、焼津市の使っている財政というのは全部、大事な分野に使われているわけですよ。

こういう中で、それにさらに追い打ちを受ける不況要因がある中でですね、こういうことが契約は守らにゃならん、ならないけれども守れないということだってもあるわけですよ。

それから、仮宿の住民の皆さんに、今度、新しい計画があるそうですが、そういったときに正確に住民の皆さんに内容をお知らせすることができているのか。また、合意と納得が得られる条件が整っているのかどうか、こういうこともあわせてお伺いいたします。

まだ慣れておりませんので、いろいろ聞きたいことがあるかもわかりませんが、これが1回限りじゃないと思いますので、また次の機会に改めてまた同じような質問をするかもわかりませんが、焼津市民としては財政負担に耐えられないと。もし、これを耐えらしたら、どっかの重大な部分を、生存権を脅かすような市政が焼津市の中で進んでいくじゃないかという。お金の問題、必ずということは反面ではどっかに犠牲を強いるということになるものですから、そういった面で私は今の計画案が進みやあ進んで結構なように見えますけども、心配のほうが先に立ちます。

そういった点で的を射た質問とは言えないかもしれませんが、市長、どのように整合性を持って考えておられるか。市民生活と市の財政運営との整合性についてとかさまざま

まな分野についてお尋ねいたします。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） 片野議員の再質問にお答え申し上げます。

片野議員の地球の環境を守るということ、私も全く同感であります。大変ありがたいお言葉をいただきまして。それについて、なおごみの分別や再利用を含めて、市民の多くの方々が協力していただいているということで、大変うれしく思いますし、やはりごみの問題1つで分別から再利用、これは大変なことだと思いますし、これをなお一層ですね続けてほしいということでもあります。心より感謝しているところであります。

そしてまた、仮宿地区の皆さんにはどうかということでもありますけど、やはり藤枝市さんを中心にですね仮宿の皆さんにはすべてをお話しし、そしてまた、いろいろなところも見ていただき御協力をお願いしているというところであります。

そしてまた、焼津市の財政はどうかということでもありますけど、この焼却場をやっついこうということは昨年、一昨年で話げたことではありませんので、もう十数年前からの話でありますから、焼津市も藤枝市さんと一緒になってですね取り組んでいくという気持ちは十分あります。

この焼却場をつくることによって焼津市の財政が駄目になるということはありません。市民の安全、安心は、焼津市は市長の私が責任を持っていきますので、御安心をいただきたいと思ひます。よろしくお祈ひします。

○議長（押尾完治議員） 次に、5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（押尾完治議員） 大石議員。

（登壇）

○5番（大石信生議員） 私は2つの表題で質問をさせていただきますが、最初に一般廃棄物処理基本計画に何を盛り込むかについてであります。

我が国では大量にごみを燃やして処理することが当たり前のようになっていますが、世界の体制は脱焼却であり、資源化、リサイクル化であります。世界から見れば、日本はとんでもないごみ後進国です。管理者も必要性は認めたごみ減量とは。ですから、ごみをできるだけ燃やさないで資源化、リサイクル化する仕組みをどうつくるかということです。

そこで、23年度に予定されている志広組の一般廃棄物処理基本計画で、ごみ減量を

どこまで進めるのか。以下、幾つかの点について質問をいたします。

第1に、これまでのごみ減量の推移から見た教訓は何かお聞きいたします。これまでごみ減量を市民に向かってただ強調していたときにはごみは減らなかった。お題目だけではごみは減らないんです。じゃあ、どういうときに燃やすごみが減ったかと。今日、資料を少しお分けしてありますが、これまでのごみの減量の推移から、教訓として引き出すものは何か。このことについてまずお答えいただきたいと思います。

第2に、今回の一般廃棄物処理基本計画で、ごみ減量をどこまで進めるのかと。その目標をどこに置くのかについてお答えいただきたいと思います。

第3に、そのための仕組みをどうつくるのか。この点についてのお考えをお尋ねいたします。

第4に、生ごみ以外の廃棄物を資源化、リサイクル化する手立てとして、リサイクルステーションに役割を果たさせることが非常に重要だと思います。リサイクルステーションは、先進市では住民に負担を非常にかけないで資源化、リサイクル化する上で非常に重要な役割を果たしているわけでありまして、これがごみ減量のまさに決め手になるわけでありまして、このリサイクルステーションの役割を重視して、これを強めるということの基本計画に盛り込む用意があるかどうか、この点について伺います。

第5に、重量で燃やすごみの6割以上を占める生ごみをできるだけ燃やさない仕組みをどう作るかであります。これには多様な取組の方向があると思いますが、今回の計画でどのようにするおつもりですか。伺います。

第6に、新ごみ焼却場の規模をどう設定するかであります。この問題は建設予定地とされた地域の関心が特に高いので、しっかり答えていただきたいのですが、最初、助宗のときの予定は1日350トンでした。平成13年7月につくられたごみ処理広域化計画であります。それから2年後の平成15年3月につくられた一般廃棄物処理基本計画では、それが330トンに、1日当たり20トン少ない計画になりました。さらに19年3月につくられた今の計画では260トンまで。この間、4年間ではありますが、規模が1日70トンも少ない計画に変更されました。

ここで問題は、この19年3月につくられた1日260トンという処理計画は、平成26年のごみの量が1日190トンになると想定してつくられております。ところが、この1日190トンの目標は、26年までにはまだ4年ありますが、この目標は既に達成して、今、ごみはもっと少なくなっているわけでありまして。当然、新しい基本計画では260トンよ

り少ない目標で施設の規模が考えられなければならないと思いますけども、これについてはどうされるのでありますか。

第7に、どういう施設にするのか。この問題も予定地の関心が高いんです。これまで何回質問しても答えはありませんでしたが、これが示されなければ地元は判断できないという重要な問題です。おおざっぱにどういう施設かを明らかにすべきではないでしょうか。同時に、少なくともガス化溶融炉は選択肢から100%外すことを明確にすべきではありませんか。

一時、厚労省や通産省から、次世代型といってもはやされたガス化溶融炉は各地でトラブルが発生して、技術的未熟さがすっかり明らかになりました。また、キルン方式にしても、流動床方式にしても、コークスベッドの直接溶融方式にしても、いずれも1,300度という溶融温度を確保するのに大量の灯油を使った上で、容器包装リサイクル法で別途活用するはずの廃プラまで燃やすという膨大な経費負担が必要。これが明らかになりました。

さらに最大の問題は、何でも溶融できることからごみ減量に逆行することです。施設はかなり大きくつくりますから、ごみが不足するという逆の現象さえ起きているわけであり、永久に大量焼却から抜け出すことができない最悪の処理方式、これが溶融方式です。したがって、こういうことがずっと明らかになってきた以上、ガス化溶融炉は絶対に選択しないと。これを住民に向かって明言すべきではありませんか。

以上、答弁をお願いいたします。

次に、今定例会で発表されました新斎場整備基本計画について通告をしてあります。この通告後に東北関東大震災が起りまして、この基本計画もあの津波の直撃を受けた形になりました。実は、藤枝市議会でも申し上げましたが、1498年に起こった明応地震、これは東南海地震と東海地震が連続的に起こって、マグニチュード8.2とか8.4というふうに推定をされておりますが、このとき、志太郡下で2万6,000人が津波に巻き込まれて溺死したという記録が残っているわけであり、まさに今回の東北地方を襲ったあの大津波が、実はこの地域でも起こっていたということが想定されるわけであり、

したがって、新斎場整備基本計画はこれ自体が素案段階でしたけれども、やはり前提のところでは大きな検討が加えられなければならないものだと思います。この点については、特に通告はしてありませんが、多分、管理者もいろいろお考えでしょうから、この

際、管理者の見解をお聞きしたいと思います。

その上で、申しましたように、今、この計画自体が根本的に検討されなければなりませんけれども、この際ですから申し上げておきます。

私は、この計画の中で特に式場の計画は必ずしも明確に書かれておりませんが、しかし、現在、式場が空くのを何日も待っているケースというようなものが最近でも私のすぐ周りで連続的に起こりました。大体葬儀まで1週間かかるわけでありまして、その間、式場を待っているわけですね。そういう圏域の市民の方が大勢いらっしゃいます。

したがって、圏域住民にとっては式場の完備というのは切実な要求になっているわけでありまして。この機会に、必ずしもこの計画では明確ではありませんけれども、私は大小合わせて複数の式場を完備していくべきじゃないかと。こういう基本方向について通告してありますので、この点についてはお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○管理者（清水 泰） 議長。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） 大石議員にお答えします。

一般廃棄物処理基本計画についての1点目、ごみ減量の推進についてであります。

まず、ごみ減量の推移からの教訓であります。ごみ排出量の推移を見ていきますと、議員御指摘のとおり、一般廃棄物処理基本計画に基づき実施した容器包装プラスチックや木くず・剪定枝の新たな分別品目の収集により、大幅な燃やすごみの減量となりました。

しかしながら、同時に住民に対し、繰り返し実施するごみ減量の意義や適正な分別を呼びかけていく啓発活動は即時には効果が出にくいものの、環境型社会の構築に向けたごみ減量の観点からは新たな分別の取組とともに必要不可欠なものであります。近年はごみ減量傾向にありますが、新たな分別品目の追加のない中、志太圏域住民に対し、繰り返し実施したごみ減量、分別ルート説明会や環境教育の成果等であると考えております。

次に、ごみ減量の目標であります。現在、住民の皆様の御協力によりごみの減量化が進み、平成19年3月策定の第2期一般廃棄物処理基本計画の計画値を既に達成できている状況であります。

そこで、新たなごみ減量目標を定める第3期一般廃棄物処理基本計画の策定を来年度



において予定しております。目標設定については、二市が定める今後のごみ減量施策とその効果を踏まえた目標値を設定し、現在よりもさらなるごみ減量を図った計画となるよう努力してまいります。

次に、ごみ減量の仕組みづくりですが、ごみ減量の実施主体は二市であり、それぞれの市の実情に合わせた実現可能なごみ減量施策を順次実施していき、焼津市、藤枝市がお互いに努力し合う中で、ごみ減量が図れるよう取り組んでまいります。

次に、リサイクルステーションであります。現在、二市それぞれにおいて、焼津市はミニステーション、藤枝市はエコステーションとして資源ごみの拠点回収施設を設けております。燃やすごみ減量に向けては、組成分析のデータから燃やすごみに含まれる資源ごみ、特に紙類の出しやすい環境づくりが重要な要素であり、拠点回収は大きな役割を担っております。そのような中、新聞店が主体となった古紙の戸別回収や圏域内のスーパーマーケット等での古紙回収ボックスによる店頭回収などの取組が増加している状況下であります。今後は、住民が資源ごみを出しやすい環境づくりを念頭に、基本計画に盛り込んでまいります。

次に、生ごみを燃やさせない仕組みづくりですが、生ごみの減量は今後の燃やすごみ減量を進める中で非常に重要なポイントとなっております。生ごみ処理機の購入費助成や地域型生ごみ処理機での共同処理など、現在実施している生ごみの減量化に向けた施策に加え、新たな施策も含め、先ほど答弁しましたように、二市がお互いに努力し合いながら実施していくよう推進してまいります。

次に、2点目のごみ焼却施設の規模についてであります。

クリーンセンターの施設規模については、近年のごみ減量の成果も踏まえ、来年度策定します一般廃棄物処理基本計画の中で、さらにコンパクトな施設になるよう見直してまいります。

次に、3点目のガス化溶融炉についてであります。

燃やすごみの処理を行う際には、焼却処理と溶融処理の処理方式が考えられます。平成9年から平成15年までは原則、焼却灰の溶融施設の建設を国庫補助の要件としており、全国で100カ所を超える溶融炉が設置されました。しかし、現在ではその交付要件は廃止され、焼却施設のための建設でも交付金を受けられることになっており、議員も御存じのとおり、近年では溶融を行わない従来方式の焼却処理を採用する自治体が増えております。

また、昨年度には一定の条件を満たせば補助金の対象となった稼働中の溶融施設であっても、運転停止や廃止できるとの国からの通知がありました。これを受け、溶融により発生したスラグの利用が図れないこと、高額な処理経費がかかること、大量のエネルギーを消費するなどの課題から灰溶融炉を建設したものの稼働を停止した自治体などが複数あると聞いております。クリーンセンターの処理方式の選定においては、安全性、信頼性を基本に環境負荷の低減と経済性に優れた処理方式を検討してまいりたいと考えております。

次に、斎場の件についてでございますが、地元住民の皆様には長年にわたり、施設運営に御理解と御協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。また、年末からの火葬件数の増加に伴い、混雑していることにつきましては、圏域住民の皆様には大変御迷惑をおかけし、まことに申しわけなく思っております。何とぞ御理解をお願いしたいと思っております。

新斎場整備基本計画案についてでございますが、現斎場は平成26年の施設設置期限を前に、施設の老朽化や今後増加が見込まれる火葬需要への対応などの課題を抱えております。このような課題に対しましては、平成19年度より当時の二市二町の担当者による斎場のあり方に関する検討会を立ち上げ、施設の将来構想等の検討を開始しました。今年度は、二市斎場企画担当者会議を立ち上げ、会議を5回開催し、新斎場建設に必要な基本方針等の検討を行い、新斎場整備基本計画素案を策定しました。

葬祭式場の計画については、現在の待合棟が耐用年数を残していることと新斎場において火葬機能と待合機能の動線を踏まえ一体的に整備することから、現在の待合棟を式場機能として改修する計画案としております。平成22年10月、組合議会定例会でもお答えしましたが、公の葬祭式場をなくすという考えは持っておりません。葬祭式場については民間葬祭施設が増加する中、官民の適切な役割分担を考慮し、整備していきたいと考えております。また、年末からの混雑については葬祭式場の不足によるものだけではなく、火葬需要に対する火葬炉基数の問題でもあり、地元の皆さんの御理解と御協力を得て、速やかな計画実施が必要であると考えております。

以上、御答弁といたします。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（押尾完治議員） 大石議員。

○5番（大石信生議員） 今回、2つの表題で質問いたしました。最初の一般廃棄物処

理基本計画に何を盛り込むかという問題で7つの質問をいたしました。残念ながら、どれもかなりあいまいな御答弁でありまして、これでは、例えば予定地になっている市民の皆さんがですね、この問題を考えるときに、やはり十分な志広組としてのお答えではないというふうに思っております、順次、再質問をしていきたいと思っております。

まず、一番最初に、これまでのごみ減量の推移から見た教訓は何かというところで、管理者は私の指摘を一定部分、お認めになりました。今日、皆さんのところに1枚の資料をお分けさせていただいておりますので、ちょっと見ていただきたいんですが、私もごみをもっと減らして、燃やすごみを減らそうという、そういう呼びかけとかそういう意識を変えていくという、そのことについては大事に思っておりますけど、ただ、今までの経過を見ていくと、そういうことを一般的に強調しているときにはごみは減らなかつたんですよ。つまり、お題目では駄目なんですね。

どういうとき減ったかという、ここに書きましたように減らす仕組みをつくったときに燃やすごみが減っていったんですね。そういう仕組みをつくっても、平成14年まではずっと燃やすごみは増え続けましたけれども、しかし、14年をピークにして、その間の不況も作用してですね順次減ってきて、そして、先ほど言いましたように19年3月につくったこの処理計画よりも前倒しで達成してきているという、そういう状況があります。

特に14年8月にですね建築廃材の搬入を禁止しました。それからその翌年、木くず・剪定枝、それから河川の清掃なんかのときに出る大量の草類等をですねこれを燃さないでチップにして資源化していくという方向になったわけですね。これは非常に大きなもので、特に今、志広組もやっておりますけども、大部分は横内の民間の資源会社に運び込まれてですね、そこで資源化されています。さらに、容器包装リサイクル法が16年から本格施行されまして、これによって大体、ここに書かれているように3,000トンを超すものが燃さないようになっているわけですね。その他のこともありまして、こういう中で燃やすごみがどんどん減っていった。目標を既に達成しているという。こういう仕組みをつくらないことには、ただ強調しているだけでは絶対に減らないんです。だから今、藤枝市でも強調しておりますけども、私はそういう中ではなかなか減らないと。

しかし、例えば藤枝市でいいますとね、5年間に1割減らすっていうけども、この計画を見るとですね既に4年間で1割以上のごみを減らしているんですね、この志広組全体では。だから本当にそういう減らすっていう立場になれば、やはり仕組みをつくらな

きやできない。このところはですねこうやって改めて書いてみると、非常に明確になるんじゃないかというふうに思うんですね。一部、私の主張をお認めいただいたので、改めてこれを見た上での管理者の感想といたしますか、答弁をお聞きしたいと思います。それが第1の問題です。

それから、第2に、それではこれからつくる一般廃棄物処理基本計画でごみ減量をどこまでやるのかってということについては、現在よりはさらに減量をするという答弁にとどまったわけですが、それはこれからよりも減らすってことは当然のことですけれども、さらにもうちょっと踏み込んでですねこれはお答えできないんですか。場合によっては局長からお答えしていただいてもいいと思いますが。

それから3番目。そのための仕組みをどうつくるかっていうことですが、これは4番目のリサイクルステーション、いわばミニステーションとか、あるいはエコステーションっていう名前では呼ばれているリサイクルステーション。これについても結局、あいまいだったですね。このところを少なくとも生ごみ以外のごみを減らすにはリサイクルステーションをどう位置づけていくかっていうことが結局、かぎになるんですよ。それを基本計画に盛り込む用意があるかどうかってことを聞いたんですけども、これも極めてあいまいでした。

したがって、そういうことでは実際にごみは減ってかないじゃないかということになってきますので、ここについてもお答えをいただきたいと。

それから、燃やすごみの6割以上を占める生ごみの問題。これについてこの計画でどうするのかと。これもちょっと不明確でしたので、改めて再度、ここをお聞きいたします。

それから、6番目にお聞きした焼却場の規模ですね。これは260トンというのが現時点で示されているわけですが、既にこれは平成26年に190トンを想定して260トンという数字が出てきているわけで、その190トンは既に、4年まだありますけれども、前倒しで実現していると、減量をね。

したがって、これは当然、もっと少なくならなきゃいけないってこういう問題ですが、これもさらにコンパクトにするというお答えでした。結構ですけどもね、しかし、もう間もなくつくるわけでしょう、この基本計画は。来年度っていつてももうすぐですからね。その時点でやはりさらにコンパクトにするっていうお答えでは不十分じゃないかと。この時点でかなりもっと大幅に下げたことを、本来言ってもいいんじゃないかというふ

うに思いますけども、言えないんでしょうか。ここをお尋ねいたします。

それから、最後の問題です。私は今、全国的ないろんな経験を全部総合しますとね、やはりガス化溶融炉というのは100%、選択肢から外すということを明言すべきだと思います。しかし、最近、地域の皆さんが視察をしているのは、結局、ガス化溶融炉なんですよね。先日行った流動床ですね、これは私も別のところで見ましたけども、とにかく1,300度を維持するためにもものすごく大量の灯油が必要になってくるっていうことで、ランニングコストがものすごくかかるんですね。それで現にこれをつくっている豊橋の市長が、あれは欠陥だと言って公然とそういう記者会見をやって地元の新聞に出ています。私、持っていますが。

それからこの近隣にある、例えばコークスを助燃剤に使う、そういう直接溶融の施設ですけども、これも実際にもものすごい金かかるんですね。失礼しました、豊橋はキルン式でした。キルン式も駄目ということで。それから流動床はやっぱそういうことでもものすごい金かかると。そのほかに全国的には非常にトラブルも多いわけですね。

そういう中で、これはもう明確に、一時期、非常にもてはやされましたけども、明確に選択肢から外すと。このくらいのことはやっぱり市民に向かって明確にすべきじゃないかというふうに思います。そこら辺はやはりまだあいまいでしたので、その点について再度伺っておきたいと思います。

それから、斎場の整備基本計画については、残念ながらああいう深刻な津波などの被害を全部の市民の皆さんが繰り返しこう見ているわけですから、これは前提そのものを検討せざるを得ないという事態になっていると思います。したがって、私も今、ここであまり深く言及すること自体がそもそも意味を失うというようなことがありまして、管理者としてもさらに、焼津の市長さんですから、相当深刻にね今回の事態を受けとめられていると思いますけども、これについて計画をどういうふうにしていくのかという問題は通告以後に出てきた問題なもんですから、そこで管理者のお答えをさらに伺いたいと思います。しかし、いずれつくる施設の中ではやはり式場の問題が非常に市民の要求が高いということを改めて申し上げて、これだけはやっぱ是非やってもらいたい。

それから、官民の問題がありましたけども、仮に複数の式場。大小合わせてですね、例えば小さいのだったら、小さい式場も今、必要な情勢になってきていますから、複数っていてもさらに小さいのだったら2つぐらいの式が同時にできる。それと同時に大きな式場というようなことを考えたときに、決してそれは民営の圧迫にはならないとい

うふうに思いますので、これはやはりそういう方向は是非この際、私としては確認しておきたいと思いますので、その辺でのお答えをいただきたいと思います。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） 大石議員の再質問についてお答えいたします。

一般廃棄物の処理基本計画についての教訓ということでもありますけど、やはり仕組みづくりが必要ということ。また、資料をいただきましたけど、やはりこういう資料にも出ておりますが、減量もですね初めはなかなかいってなかったよと。しかしながら、14年をピークに浸透してきて、みんなが協力してくれたということもあり、また、いろいろな社会情勢もあることではありますけど、やはり住民がそういうものに対してですね理解をし、また、やる必要があるということで取り組んでくれたと思いますので、大変いい資料だと思いますし、参考にさせていただきまして、やはりこれからも啓蒙していきたいと、このように思います。

また、藤枝市さんでは5年で1割というものを達成しちゃってるよということでもありますので、先ほどもお答えしましたように、焼津市としても競争ということよりも、努力していくということをしかりとまた伝えていきたいと思います。

そしてまた、現在よりも減らすということがどういうことかということでもありますけど、我々考えますには、古紙の再利用、やはり利用できるものはしっかりと再利用していくことの徹底。また、生ごみについてもですね仕組みづくりをつくり、今、焼津としてはミニステーションをやっておるところでありますけど、これも長くやって成果がどうかということよりも、なるだけ早目に評価をして、市民の皆さんにもしっかりと理解をしてもらう中で、こういうものもしっかりと評価を出していきたいとこう思います。聞くところによると、藤枝市さんも生ごみについての対策を努力があるようなことでもありますので、いいものは焼津も見習って取り組んでいきたいとこう思っております。

それから、260トンをもっと少なくということであり、数字的には出せないかということでもありますけど、今、我々焼津、藤枝、お互いがごみの減量に努める中で、これから先を見て、この基本計画には数字を載せていきたいというふうに思います。それに向かって両市、この地域の皆さんの協力をいただきたいとこう思います。

ガス化溶融炉の件でありますけど、先ほど最後にお答えしましたように、クリーンセンターの処理方式の選定にあたっては、安全性、信頼性を基本に環境負荷の軽減も経済

性にすぐれた処理ということでもありますので、皆さんの御意見もしっかりと聞かせていただきながら、早目に選定をし、地元の皆さんにも知らせていきたいと思ひます。

斎場についての考へでありますけど、やはり先日の大変大きな地震、津波を考へると早急にとひうこと、また、そういう際にもなるだけ最小限の被害で済むようなことってひうこともいろいろ考へているところでもありますけど。また、その中で式場につきましては、私もこの頃、少し近所でもお葬式があつたりする中で、斎場に見えられている方のお話を聞くと、やはり小さい家族葬でもやりたいというひうなこと、民間もありますけどやっぱ公が民間を脅かすことをすることはありませんが、最小限1つのお葬式と小が1つかあるいは2つできるようなことも考へていきたいというふうには思ひます。また、これはこれからそういう声を踏みながら早急に計画をしていきたいと、このひうに思ひます。

何にいたしましても、非常に大きなお金もかかることでもありますし、また、早く取り組んでいかないと時宜を逸するということもありますので、皆さんのお知恵を、また、御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とします。

○5番（大石信生議員） 議長。

○議長（押尾完治議員） 大石議員。

○5番（大石信生議員） 管理者からはお聞きのひうなそういう答弁をいただきましたが、この一般廃棄物処理基本計画については、もうすぐ、4月に入ったらこれをつくるというところへ踏み出さなければいけないという段階へ来て、まだ具体的にあまり踏み込んだ御答弁がいただけないってひうことについては、ちょっと私も納得しかねるわけですね。恐らく事務レベルではもうちょっと進んだ検討がされていなければ、これはこの1年間でね、1年間といひても印刷がありますから、実際にはもっと短縮した中で計画をつくるわけですから、そういう点で、今のレベルで、今、管理者がお答へになられたひうな抽象的なことでは心配になるというひうことがあります。したがって、改めて事務レベルからもし答弁ができればですね、より明確にしていただきたいと、このことを求めて私の3回目の質問といたします。

○議長（押尾完治議員） 事務局長。

○事務局長（村松幸昌） それでは、大石議員が事務局の立場でというひうことですので、管理者の答弁の内容を補足するひうな形でお答へをしたいと思ひます。

当然、来年度に着手します一般廃棄物処理基本計画の中では、ごみの処理の目標量を明記するという事は当然であります。それに伴いまして、それではどういう手段が必要なのかということも、今、二市と協議をしている段階でございます。まず最初に、第2期の基本計画の中で示しました施策がどの程度着手できているのか。もう一步踏み込んだときの各市のごみの量がどうなるのかということも議題として上がってきているわけでございます。毎月、現場の声も吸い上げるというふうな意味合いをもちまして、担当者会議を行っているところでございます。

したがって、数字的にはまだ示すことはできませんけれども、新しくつくります第3期の基本計画の中に数量、施策の見直し等も行っていくというふうに考えております。

それと、1つ、エコステーションでございますけれども、焼津市の場合はミニステーション、藤枝市はエコステーションという形で焼津市が12品目、藤枝市は15品目を扱っております。志広組の事務局の考え方では、ステーションで回収品目を増やすよりも、やはり燃やすごみの減量化は組成分析の結果、生ごみの分別処理と紙類の分別処理の徹底が効果的であるという考え方を持っています。

いずれにしても、資源ごみを集めやすい環境づくりにつきましては必要と考えておりますので、経費面も考慮し、今後、二市で今一步踏み込んで検討していただくことをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（押尾完治議員） 以上で、通告による一般質問は全部終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

11時25分再開をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長（押尾完治議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第1号議案、平成23年度志太広域事務組合一般会計予算から、第8号議案、志太広域事務組合ふるさと志太振興事業基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議案を一括して議題といたします。

ただいま上程中の8議案に対する質疑に入るのでありますが、質疑の通告がありません。



るので、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩の間に、ただいま上程中の8議案に対し、討論のある議員は議長まで通告願います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○議長（押尾完治議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の8議案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論を行います。

5番、大石信生議員。

○5番（大石信生議員） 私はただいま議題となっております8議案のうち、第1号議案、平成23年度志太広域事務組合一般会計予算について反対の討論を行います。

ごみ行政は助宗以後10年、依然として混迷が続いています。今定例会で新ごみ処理場予定地の仮宿について、従来の3倍の距離になる焼津市は収集・運搬経費が大幅に増大し、また、交通アクセス面からも仮宿は適地とは言えないという指摘がありました。私どもは、清掃工場の位置は圏域全体から見て交通面、運搬コストから一番いい場所を住民合意を得ながら、志広組の責任で決めるべきだということを10年前から強調してまいりました。執行権は志広組にあるのに執行権を持たない一構成自治体が場所を決めても、ほかの自治体の住民の合意はどうなるのかという問題が出てくるわけであり、住民合意の前に環境アセスや測量を、現地に迫る民主主義に逆行する態度とあわせて問題だということを指摘しておきたいと思えます。

第2に、混迷によって焼却灰等残渣は秋田、群馬、埼玉、三重という遠い県外の民間業者によって処分され、この委託費が23年度だけで2億2,140万円、これまでの総合計は実に30億円を超えるというような膨大な金額が積み上がっています。10年という長い混迷が圏域の住民に重大な不利益をもたらしているわけで、ただ問題を先送りしているだけの志広組の現状は住民とともに容認できません。

第3は、資源循環型社会の実現を目指すといいながら、依然として従来型の大量焼却から抜け出そうとしないことも問題であります。この議会での議論でも収収の伸び、

さらに国家財政の危機の中で従来型の清掃工場ではなく、燃やすごみを大幅に減らす基本計画にならなければならないのに、相変わらずそうになっていないことも明らかになりました。

第4は、長い混迷はどこから来ているのかと。管理者2年交代制に合わせて、局長以下幹部職員の大半が2年で交代するという執行体制が繰り返されましたが、ここが問題だということは明らかです。これでは、長期的な視点に立って腰を据えた専門的、継続的な取組は絶対にできないわけであります。この点をずっと主張してきましたが、わずかな変化は見られるものの、寄せ集めの無責任体制の見本のような現状は変わっていません。

以上、重大な問題点を持つ23年度一般会計予算には賛成できないことを表明して、討論といたします。

○議長（押尾完治議員） 次に、賛成討論を行います。

4番、石田昭夫議員。

○4番（石田昭夫議員） 議長、4番、石田昭夫。

○議長（押尾完治議員） 石田昭夫議員。

○4番（石田昭夫議員） それでは、ただいま議題となっております第1号議案、志太広域事務組合一般会計平成23年度予算について若干の意見を申し上げ、賛成の立場から討論をいたします。

地方を取り巻く財政環境は改善の兆しは見られているものの、新卒者の内定率は過去最悪の水準に落ち込むなど依然として厳しく、原油高等、先行きも不透明な状況にあり、さらに大震災による影響は計り知れないものがあります。

このような深刻な状況の中、組合の主な財源である負担金を担う二市においても、事業を精査し、限られた財源の活用を図っているところであります。組合一般会計予算でも経費削減に努め、二市分担金については前年比12.8%、2億8,899万5,000円の減を図るなど、圏域住民が安心して暮らせるよう、施設の安定した運転のための維持管理に重点を置いた予算編成であると評価するものであります。

引き続き、より一層の経費削減と有価物の売払い等、二市の分担金の比率を減らすために積極的な取組を図るようお願いいたします。

事業においては、最重要課題でありますクリーンセンター整備事業を具現化するため、一步踏み込んだ取組を期待します。また、それまでの間は現行施設の十分な維持管理を

お願いいたします。また、斎場についても施設整備計画の素案が示されましたが、住民のニーズにこたえる施設となるようさまざまな面から検討し、事業を進められるよう要望をいたします。

具体的な施設の内容については志広組の事業目的に即し、生活環境施設の効率的で安定した管理運営を維持すべく、運転管理費、維持補修費等が十分に確保された、住民が安心して暮らすための適切な予算と認めるものであります。事業の執行にあたっては、組合事業は住民の生活に直結する事業であることを強く認識して、創意工夫をもってあたられますよう御期待を申し上げ、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（押尾完治議員） 以上で、通告による討論は、全部終了しました。

これで、討論を終わります。

これより、順次採決いたします。

第1号議案をお諮りします。

第1号議案を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（押尾完治議員） 起立多数であります。

したがって、第1号議案は、原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、第2号議案から第5号議案までの4議案を一括してお諮りいたします。

第2号議案から第5号議案までの4議案を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（押尾完治議員） 起立総員であります。

したがって、第2号議案から第5号議案までの4議案は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、第6号議案から第8号議案までの3議案を一括してお諮りいたします。

第6号議案から第8号議案までの3議案を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（押尾完治議員） 起立総員であります。

したがって、第6号議案から第8号議案までの3議案は原案のとおり、可決すること

に決定いたしました。

日程第3、第9号議案、志太広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（清水 泰） 議長。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

○管理者（清水 泰） ただいま上程されました第9号議案、志太広域事務組合監査委員の選任について御説明申し上げます。

本組合監査委員であります小池俊郎氏が平成23年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに鈴木正和氏を選任いたしたく、志太広域事務組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（押尾完治議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾完治議員） 質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾完治議員） 討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これより採決いたします。

第9号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（押尾完治議員） 御異議なしと認めます。

したがって、第9号議案は同意することに決定いたしました。

日程第4、第10号議案、志太広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松本修藏議員の退席を求めます。

（退 席）

- 議長（押尾完治議員） 管理者から提案理由の説明を求めます。
- 管理者（清水 泰） 議長。
- 議長（押尾完治議員） 管理者。
- 管理者（清水 泰） ただいま上程されました第10号議案、志太広域事務組合監査委員の選任についての御説明を申し上げます。

本組合監査委員であります水野明氏が平成23年3月31日をもって退任することに伴いまして、新たに松本修藏氏を選任いたしたく、志太広域事務組合規約第13条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（押尾完治議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（押尾完治議員） 質疑はないものと認めます。

これで、質疑を終わります。

次に討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（押尾完治議員） 討論はないものと認めます。

これで、討論を終わります。

これより採決いたします。

第10号議案を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（押尾完治議員） 御異議なしと認めます。

したがって、第10号議案は同意することに決定いたしました。

松本修藏議員の入場を許可します。

（復 席）

- 議長（押尾完治議員） それでは、新たに監査委員に就任されます松本修藏議員の御挨拶をお願いいたします。

- 8番（松本修藏議員） 議長。

- 議長（押尾完治議員） 松本修藏議員。

- 8番（松本修藏議員） ただいま、志太広域事務組合の監査委員に御推挙いただきまし

て、まことにありがとうございました。

本組合を取り巻く環境も非常に厳しいものがございます。代表監査委員とともにですね志太広域事務組合の発展のために努力してまいりたいと思っております。議員各位におかれましては、今後ともぜひ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いを申し上げまして、就任の挨拶にさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（押尾完治議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成23年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

この際、管理者から特に発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（清水 泰） 議長。

○議長（押尾完治議員） 管理者。

（登 壇）

○管理者（清水 泰） お時間をいただきまして、ありがとうございます。

大変お世話になりましたが、この3月31日をもちまして、管理者を退任することになりました。4月からは副管理者ということでございますけど、この2年間におきましても、議員の皆さんには叱咤激励、また、励ましもいただきました。大変ありがとうございます。焼津市長としては、これから災害等につきましてもこの志太広域事務組合を大切にしながら、焼津市民を、また、藤枝の皆さんにも支えていただくこともたくさんあるかと思っておりますけど、今後とも仲よく、そして、また手を取り合って進むことをお願いしまして、御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（押尾完治議員） それでは、皆様、大変御苦勞様でございました。

ありがとうございました。

午前11時44分閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 押尾完治

副 議 長 池田 博

会議録署名議員 鈴木浩己

会議録署名議員 水野 明